

在日外国人教育に関する指導の指針

岸和田市教育委員会

岸和田市の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家・社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行われてきた。

人権尊重の教育の推進については、「岸和田市人権教育基本方針」「人権教育基本的推進方向」に基本的な考えを示しているように、世界人権宣言や国際人権規約及び子どもの権利条約等にある人権保障の国際的な動向についての理解を深め、差別をしない、差別を許さない実践力を身につけた幼児・児童・生徒の育成に努めてきた。

しかしながら、今なお同和問題をはじめ、子ども・障がい者・女性・在日外国人・高齢者等、様々な人権問題が存在している。

急速に国際化が進む今日、学校園における人権教育において、在日外国人の人権問題の克服をめざす教育の推進は、重要な柱のひとつとなっている。この問題を解決するためには、教職員がいっそう人権尊重の精神に徹し、下記の点に留意しながら、在日外国人問題に関する指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して適切な教育を推進していく必要がある。また、指導に当たっては、教育の主体性を保ち、保護者・地域住民にも十分理解を得るよう配慮することが大切である。

記

- 1 すべての幼児・児童・生徒に対し、在日外国人にかかる歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、その国の文化や歴史についての理解を深めさせるよう努めること。
- 2 在日外国人幼児・児童・生徒が本名を使用することは、本人のアイデンティティーの確立にかかわることがらである。学校園においては、すべての人間が互いに違いを認めあい、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、これらの幼児・児童・生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努めること。
- 3 在日外国人幼児・児童・生徒が将来の進路を自ら選択し、自己実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし適切な指導に努めること。
- 4 在日外国人幼児・児童・生徒の指導の推進を図るため、教職員研修の充実に努めること。
- 5 日本語指導が必要な幼児・児童・生徒については、学校園生活への円滑な適応と、生活言語や学習言語の獲得を図るとともに、教育活動の参加に支障が生じないよう、日本語指導の充実に努めること。

令和3年4月1日